

## 行政手続の申請書等の見直しについて

### 1. 経緯及び目的

新型コロナウイルス感染症への対応が求められる中、内閣府の規制改革推進会議において、テレワーク等の推進とデジタル時代に向けた規制改革の一環として、書面規制や押印等の見直しが進められており、デジタル庁の創設の新たな方針のもと押印廃止の動きも加速化している。

本市においても、デジタルの力を活用した最適な市民サービスを提供し、市民の利便性向上を図るため、6月に「デジタルファースト宣言」を行っており、国の対応等にあわせて、行政手続の申請書等の見直しを実施する。

### 2. 国の対応及び地方公共団体への通知

- ・ 7月2日 規制改革推進会議において、書面主義、押印原則、対面原則等の見直しが行われ、今後の取組等がとりまとめられた。
- ・ 7月7日 総務省自治行政局長からの通知（国→県→市）
  - 【国の法令等に基づいて地方公共団体を実施する手続】  
⇒各府省から発出されるガイドライン等の内容を踏まえ、各地方公共団体において適切に対応
  - 【地方公共団体が独自に実施する手続】  
⇒国の取組に準じた対応が実施されることが望ましいとの技術的助言が示された。

### 3. 国の規制改革推進会議で示された対応方針について

#### (1) 書面主義の見直しの基準

- ①オンライン手続が提供されている行政手続
  - ・ 入力事項の簡素化・標準化、提出書類の削減、提出方法の定型化・ワンストップ化等により、オンライン利用率を引き上げる。
- ②オンライン手続が提供されていない行政手続
  - ・ オンライン手続を早急に整備し、利用者目線に立った効率的な仕組みを構築。費用対効果等の観点から、新たな情報システムの整備等が適切ではない場合は、メールでの提出や簡易な申請ウェブサイトによるオンライン提出の手続を整備することも検討

## (2) 押印原則の見直しの基準

①方針 押印の必要性を厳しく検証し、真に必要な場合を除き、押印を廃止

### ②具合的な対応

- ・法令等に根拠がない押印を求めない。
- ・法令の条文に基づき押印を求めている書面については、押印がなくても受け付けることができるか検討し、可能な限り、押印がなくても書面を受け付ける。

## 4. 市の取組について

- ・総務部（行政改革課、総務課、情報政策課）で見直しの検討開始（8月～）
- ・実態把握のための行政手続等の現状調査の実施（10月）  
オンライン手続の状況、押印・署名の根拠など
- ・庁内ワーキング会議の開催（11月～）